

日本外交文書

大正四年 第一冊

外務省

序

日本外交文書の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き日本外交文書として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正四年の本書は同年中に展開された外交関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、対中国関係文書は専ら第二冊に、また欧州大戦関係の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一 米国ニ於ケル排日問題雜件	一
二 米国「バーネット」移民法案ニ關スル件	二六
三 米国提議ノ国際平和委員会設置条約關係一件	三三
四 臘牒獸保護条約關係一件	四六
五 極東ノ露領沿海ニ於ケル漁業ニ關スル件	五九
六 日露關稅協定締結提議關係一件	七四
七 「カナダ」ニ於テ本邦移民排斥關係一件	八五
八 「オーストラリア」ニ於テ本邦移民排斥關係一件	一〇四
九 「ペルー」移民關係雜纂	一三六
一 各耕地行移民輸送計画	一三八
二 森岡移民合名会社扱關係	一四八
三 東洋移民合資会社扱關係	一六九

一〇 「ブラジル」移民関係雑纂	二九
一一 「アルゼンティン」移民関係雑纂	三四
一二 朝鮮宣川基督教徒ノ陰謀事件関与等ニ関スル件	三三
一三 露国皇族「ジョルジュ、ミハイロヴィッチ」太公訪日一件	六九
一四 外蒙古ニ関スル露支蒙三者協定関係一件	三六
附 呼倫貝爾ニ関スル露支取極	四三
一五 露国内政関係雑纂	四四
一六 亡命印度人ノ追放問題一件	五三
一七 「メキシコ」革命動乱関係一件	五七

(「カランザ」政府承認問題ヲ含ム)

附録 日本外交文書大正四年第一冊日附索引

事項一 米 国 ニ 於 ケ ル 排 日 問 題 雑 件

一 一月一日 在桑港沼野領事代理ヨリ
加藤外務大臣宛(電報)
「アリゾナ」在留日本人等ハ割法ニ付試訴提
起ノ新聞報道ニ関スル件

附 記 一 大正三年十二月十六日沼野総領事代理発加
藤外務大臣宛機密公第一〇四号
「アリゾナ」州外国人雇傭制限法ニ関スル
同州労働派ノ提出趣意書写送付ノ件
二 大正三年十二月二十四日沼野総領事代理発
加藤外務大臣宛公第四〇八号
「アリゾナ」州外国人雇傭制限法調査報告
書進達ノ件
三 「アリゾナ」州外国人雇傭制限法ノ発布ニ
関スル外務省調書

第一号
新聞電報ニ依レハ「アリゾナ」在留日本人支那人メキシカ
ン合同シテハ割法^(註)ニ対シ試訴ヲ提起シタリトアルモ確實ナ
ラス取調中尙ホ Tucson Federal Court ハ十二月三十日
Riach 事件ニ対シ temporary injunction ヲ発シタル由委

一 米 国 ニ 於 ケ ル 排 日 問 題 雑 件 一

細精査中
註 「アリゾナ」州ノハ割法ニ就テハ次ノ附記一、二及三文書
参照又 Riach 事件ニ就テハ附記三ノ末尾参照
(附 記 一)

大正三年十二月十六日在桑港沼野総領事代理発加藤外務
大臣宛
「アリゾナ」州外国人雇傭制限法ニ関スル同
州労働派ノ提出趣意書写送付ノ件
機密公第一〇四号 (大正四年一月六日接受)
大正三年十二月十六日
在桑港
総領事代理 沼野 安太郎(印)

外務大臣男爵 加藤高明殿
今般制定発布セラレタル「アリゾナ」州外国人雇傭制限法
ハ元来同州労働派ノ提唱ニ係リ主トシテ砵山・鉄道等ニ使
用セラルル外国労働者中墨西哥人・伊太利人・埃匈国人等
ノ数極メテ多キタメ是等外国労働者ノ雇傭ヲ制限セントス